

(介護予防)訪問看護重要事項説明書

(介護予防)訪問看護契約書

事業所名 訪問看護センター明和

利用者氏名 _____様

(介護予防)訪問看護重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている（介護予防）訪問看護（以下、「訪問看護サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

1. 訪問看護サービスを提供する事業者について

法人名称	医療法人 信和会
代表者	理事長 山中 若樹
所在地	西宮市上鳴尾町 4-31
連絡先	TEL 0798(47)1767 FAX 0798(47)7613
設立年月	1954年10月1日

2. 訪問看護サービスを提供する事業所について

事業所の名称	訪問看護センター明和
指定事業所番号	2860990080
所在地	西宮市甲子園九番町 15-22
連絡先	TEL 0798(47)1812 FAX 0798(47)1814
管理者	中島 淳美
開設年月	1997年7月15日
通常の事業の実施地域	西宮市（当所より5km圏内目安） （介護保険をご利用の方は、通常の事業の地域内の交通費は無料です。医療保険をご利用の方も、原則交通費は無料。西宮市外等実施地域を超える場合は実費となります。）

3. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者の心身の特性を踏まえて生活の質の確保を重視し、利用者の立場に立った適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">地域との結びつきを重視し、市町、地域包括支援センター、在宅療養相談支援センター、指定居宅介護支援事業者、主治医、障害福祉サービス等との連携に努めます。目的を常に明確にするとともに、目的達成のために、職員の熱意と資質を向上させるよう努めます。

4. 営業日及び営業時間について

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 時 から 午後 5 時 30 分
サービス提供日	月曜日から金曜日
サービス提供時間	午前 9 時 から 午後 5 時 30 分
休業日	祝祭日、12月29日～1月3日

5. 従業員について

以下、この重要事項説明書において「看護師等」とは、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。「看護職員」とは保健師、看護師、准看護師をいいます。「リハビリテーション職員」とは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士をいいます。

職 種	職員数
管理者	1名
看護職員	20名
リハビリテーション職員	6名
事務員	1名

職種と主な業務内容

職種	業務内容
管理者	利用の申し込みに係る調整、従業員の管理、事務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行なうための指示命令などの業務を行ないます。
看護職員	健康管理、療養生活上の援助、医師の指示に基づく医療行為
理学療法士	運動機能の回復や維持
作業療法士	日常生活上の作業能力の回復や維持
言語聴覚士	発声、嚥下等の機能の回復や維持

6. 訪問看護サービス提供の手順について

- ① 居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所等の担当者や医療機関を通して受け付けます。または、直接利用者（ご家族）からの事業所へのご来訪、もしくはお電話で受け付けます。
- ② 重要事項説明の後、契約を締結します。
- ③ 主治医から（介護予防）訪問看護指示書の発行を受けます。主治医の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業所（介護予防支援事業所）が作成した居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）訪問看護計画を作成します。（介護予防）訪問看護計画を作成後、利用者に説明し、同意を頂いた上で交付いたします。
- ④ （介護予防）訪問看護計画書に基づき（介護予防）訪問看護を提供します。

7. 訪問看護サービスの内容について

訪問看護の内容	<ul style="list-style-type: none">・健康管理（血圧、体温、脈拍測定などの健康状態の観察と助言）・清潔の援助（入浴・シャワー浴介助、清拭、洗髪等）・栄養、排泄のケア・リハビリテーション・医師の指示による医療処置、医療機器の管理・床ずれの予防、処置・認知症、精神疾患の看護、相談・終末期の看護・ご家族などへの介護支援、相談、介護予防・退院指導・緊急時の対応
---------	---

8. 訪問看護サービス事業の担当者及び提供時間、回数について

- サービス内容や回数により複数の看護師等が担当する場合があります。
- 担当の看護師等は、必要に応じ交替することがあります。
- 担当の看護師等の交替を希望される場合は、管理者までお申し出下さい。なお、看護師等の指名はできません。
- 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護師の代わりにさせるという位置づけです。よって、利用者の状態について心身の適切な評価を実施するための看護師の定期的な訪問を必要とします。また、理学療法士等による訪問看護の対象者は、「通所リハビリテーションのみでは家屋内における日常生活動作の自立が困難である場合」となっています。
- 学生の実習や看護師等の研修などのため、学生等が担当の看護師等とともに同行訪問させていただくことがあります。

提供時間	(介護予防) 訪問看護計画に基づく時間とします。
提供回数	(介護予防) 訪問看護計画に基づく回数とします。

9. キャンセルについて

- 利用者がサービスを中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。
連絡先 電話 (0798) 47 - 1812
- 利用者の都合でサービスを中止する場合には、出来るだけサービス利用の前日までにご連絡下さい。前日までにご連絡がなかった場合は、キャンセル料を頂く場合がございます。但し、利用者の急変、入院などやむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です。

10. 利用料について

- 利用料、その他の費用については別紙の通りです。利用料は、利用者負担のある月末に計算し、翌月に請求します。
- 現金払いの場合は、利用者負担のある月分の利用料金請求領収書を発行しますので、内容を照合のうえ、発行月内にお支払ください。ゆうちょ銀行またはご希望の金融機関からの口座振替の場合は、サービスご利用翌々月の 25 日 (ゆうちょ銀行) 26 日 (金融機関) (25・26 日が土日祝日の場合は翌営業日) に引き落とされますので、後日利用料金請求領収書にて内容を照合してください。利用開始月など口座振替手続きが間に合わない月は、現金でのお支払いとなります。
- 利用料、その他の費用の支払について、支払期日から 2 ヶ月以上遅延し、さらに支払の督促から 14 日以内にお支払がない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくこととなります。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

- 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

- 個人情報の保護について

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良なる管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。個人情報の提供は必要最小限とし、サービス提供に係わる目的以外には利用しません。事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

【使用する目的】

- ご利用に係る居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を、円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合
- 介護支援専門員と介護サービス事業者との連絡調整上必要となる場合
- サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等の場合
- 利用者に介護サービスを提供している他の介護サービス事業者と連携する場合
- 利用者に病状の急変が生じた場合の主治医等への連絡の場合
- 利用者の心身の状況などを家族に説明する場合
- 介護保険業務に関する情報提供の場合
- 事業所における学生への実習の場合
- ケースカンファレンス・研修発表等学習の為

【使用期間】

- サービス提供契約期間に準ずる。

12. 緊急時の対応について

- サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。
- 前項について、しかるべき処置をした場合は、利用者が予め指定した連絡先に連絡するとともに、速やかに管理者及び主治医へ報告します。

13. 家族等への連絡について

事業者は、希望があった場合には、利用者に連絡するのと同様の通知をその家族にも行ないます。

14. 禁止事項・留意事項について

事業者は、訪問看護サービス業務においては、医師の判断に基づいてサービスを提供します。サービス提供に際の事故やトラブルを避ける為、次の事項にご留意ください。

- 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いはできません。
- 看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身機能維持回復のために療養上の世話や診察の補助を行うこととされています。それ以外の業務（食事、掃除等）をすることはできませんので、ご了承ください。
- 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 利用者の同居家族に対するサービス提供は行えません。
- 愛玩動物（ペット）を室内で飼育している場合、訪問中はゲージ内若しくは別室での管理をお願いします。スタッフの安全を確保できないと判断した場合、サービスを中止する場合があります。
- 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際はお声掛けの上、同意を得るようお願い致します。
- 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

15. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中島 淳美
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
- ③ 苦情解決体制を整備しています。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ⑥ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果については看護師等に周知します。
- ⑦ 虐待の防止のための指針を整備しています。

16. 訪問看護サービスの苦情、相談窓口について

<p><事業者の窓口> 訪問看護センター明和 (対応窓口) 中淵 純子 (対応責任者) 中島 淳美</p>	<p>所在地 西宮市甲子園九番町 15-22 TEL 0798-47-1812 FAX 0798-47-1814 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 相談方法：電話、面談（要予約）、文書、FAX等</p>
<p><市区町村の窓口> 西宮市市役所 健康福祉局 福祉総括室 法人指導課</p>	<p>所在地 西宮市六湛寺町 10-3 TEL 0798-35-3082 FAX 0798-34-5465 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時30分</p>
<p><公共団体の窓口> 兵庫県国民健康保険団体 連合会</p>	<p>所在地 神戸市中央区三宮町 9-1-1801 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時</p>

17. 事故発生時の対応について

- ① 事業者は、訪問看護サービスの提供にともなって、事故が発生した場合は速やかに利用者の家族及び後見人に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
- ② 事業者の責任において、利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- ③ 事業者は、賠償責任保険に加入しています。内容詳細についてお尋ねになりたい場合は、事業者管理者までご連絡下さい。

18. 記録の保管について

事業者は、サービス提供に関する記録を完結の日から5年間保管します。記録の閲覧及び実費を支払っての写しの交付は、利用者及び家族に限って可能です。

19. 異常気象時・災害時の営業について

事業所周辺地域に被害が予想される警報等発令時や看護師等が公共交通機関の運行停止により出勤できない場合、天候により看護師等の安全が確保出来ないと判断した場合には訪問業務を見合わせる事があります。

また、災害発生時には被害状況により通常業務が行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や医療機関との連携、必要時の訪問を行います。

20. 加算に関する同意の確認

下記の加算に同意する場合は「同意します」に丸印を。同意しない場合は「同意しません」に丸印をご記入ください。

緊急時訪問看護加算 ・ 緊急時介護予防訪問看護加算 ・ 24 時間対応体制加算

【 同意します ・ 同意しません 】

※この加算は、利用者様またはご家族から、電話での相談をお受けするサービスです。

24 時間連絡体制があり、さらに計画外の緊急時訪問を必要に応じて行います。緊急の相談や訪問を行っていない月においても、その月の 1 回目の訪問看護を行った日に加算を算定します。

21. 重要事項の変更について

事業者は、重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに利用者及びその家族に文書において通知します。

個人情報保護に関する方針

訪問看護センター明和は、個人情報保護に関する法律を遵守して、個人の権利・利益を保護するために次のとおり個人情報保護に関する方針を定め実施しています。

- 1 個人情報は適正な取得に努めます。
- 2 個人情報の安全管理体制を整備します。万が一、漏洩、紛失、不正アクセス、破壊などの問題発生時には速やかに対処します。
- 3 従業者への個人情報保護に関する教育を徹底します。また雇用契約時に離職後も含めて守秘義務を遵守させます。
- 4 個人情報は利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはありません。利用目的を達成するためには正確・最新の内容を保ちます。

<個人情報の利用目的>

- ① サービスの提供
 - 当事業所におけるサービスの提供、諸記録の作成、ご利用者、ご家族への状態説明
- ② サービスの提供に関することで、第三者への個人情報の提供を必要とする場合
 - 連携機関（病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所等、介護事業所、地域包括支援センター、介護予防支援事業所など）とのご利用者へのサービス等に関する照会と回答
- ③ サービスの提供に関すること以外で以下のとおり必要がある場合
 - 介護保険・医療保険請求事務、保険者への相談・届出、照会の回答、会計・経理、損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
 - 都道府県等、外部監査機関への情報提供
 - サービス向上のための基礎資料、症例研究
 - 学生等の実習・研修協力（事前に確認し同意を得ます）
 - 学会や学会誌等での発表（匿名化が困難な場合同意を得ます）

5 個人情報の保護

収集した個人情報は保存方法、保存期間および廃棄処分については、適用される法律のもとに処分します。

（付記）上記、同意しがたい旨ありましたらお申し出ください。お申し出なければ、同意が得られたものとして取り扱わせていただきます。後から、いつでも撤回、変更することは可能です。

- ご質問やご相談は、下記担当者がお受けします。

相談窓口担当 中島 淳美

医療法人 信和会
訪問看護センター明和
代表者氏名 中島 淳美

(介護予防) 訪問看護契約書

様（以下「利用者」という。）と 医療法人 明和病院（以下「事業者」という。）は、事業者が運営する訪問看護センター明和が行う（介護予防）訪問看護（以下、「訪問看護」という）について、各々対等の立場でその内容を確認し、次のとおり契約を締結します。

1. この契約の目的と内容について

事業者は、利用者の依頼を受けて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）にそって、医師の指示書内容に適合した訪問看護サービスを提供します。

また、訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額となります。

2. この契約の期間について

この契約期間は契約締結時から始まり、介護保険制度をご利用の場合は利用者の要介護（支援）認定の有効期間満了日、その他制度をご利用の場合は利用者の終了意思表示をされる日をもって終了するものとします。

但し、契約満了の日の7日前までに利用者が事業者に対して、契約満了の申し出がないかぎり、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、利用者の「次の要介護（支援）認定」の有効期間満了日までとします。

3. 契約内容の変更、契約の解除と自動終了について

契約内容の変更、契約の解除と自動終了の条件については、次のとおりです。

◆ 契約内容の変更（利用料等の変更）

- ① 事業所は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更（増額又は減額）を行おうとする場合には、重要事項説明の一部変更の文書を作成し、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間において、利用者にその内容を通知するものとします。
- ② 利用者が利用料等の変更を承諾する場合は、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。
- ③ 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者にも書で通知することで、この契約を解除することができます。

◆ 契約の解除

① 利用者から行う解除手続き

- A 利用者は、契約期間中に、この契約を解除しようとする場合は、事業者に対して契約解除を希望する日の7日前までに、その旨を申し出なければなりません。但し、利用者の急変、急な入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約解除を希望する日の7日前以内であっても、申し出により、この契約を解除することが出来ます。
- B 次の場合、利用者は事業者に対し申し出を行うことにより、事前申し出の期間無しに、この契約を解除することが出来ます。
 - a 事業者が正当な理由なしに訪問看護サービスの提供を行わない場合。
 - b 事業者が守秘義務に反した場合。
 - c 事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合。
 - d 事業者が破産した場合。
 - e その他事業者がこの契約に定める訪問看護サービスの提供を正常に行い得ない状況に陥った場合。

② 事業者から行う解除手続き

事業者は事業の規模の縮小、事務所の休廃止等、この契約に基づく訪問看護サービスの提供が困難になるなどやむを得ない状況がある場合には、利用者に対して、この契約の解除を予定する日から1ヶ月以上の期間を置いて、利用者に解除理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。但し、次の場合には、1ヶ月以上の事前申し出の期間無しに、この契約を解除することができます。

- A 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを2ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い勧告を行ったにもかかわらず、勧告の日から14日以内にその支払いがなかった場合。
- B 利用者又はその家族などが事業者や従業員に対して、故意又は重大な過失により生命・身体・信用等を傷つけ、又はこの契約を継続しがたいほど不信行為を行った場合。

◆ 契約の自動終了

次の場合、この契約は自動終了するものとします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者の介護認定区分が自立と判断された場合。
- ③ 利用者が死亡した場合。
- ④ 利用者が事業者の通常の事業実施地域外へ転居された場合。

4. 訪問看護業務に関する相談、苦情について

- ・ 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申し立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- ・ 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求める事ができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

5. 事業者の責務について

- ・ 訪問看護の提供内容の記録：重要事項説明書 18 項に同じ
- ・ 秘密の保持及び個人情報の保護：重要事項説明書 11 項に同じ
- ・ 賠償責任：重要事項説明書 17 項に同じ
- ・ 身分証携行義務：訪問看護師等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときには、いつでも身分証を提示します。

6. 契約内容の履行と契約外事項の取り扱いについて

- ・ 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- ・ この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上、定めます。

7. 合意裁判管轄について

この契約において、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者はあらかじめ合意します。

重要事項説明・個人情報保護に関する署名

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
説明を実施した場所	

上記内容について、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）」及び「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 16 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

【事業者】

所在地 西宮市甲子園九番町 15-22

名称 訪問看護センター明和

代表者 中島 淳美

【事業所】

所在地 西宮市甲子園九番町 15-22

名称 訪問看護センター明和

管理者 中島 淳美

説明者

私は、上記重要事項説明書及び個人情報保護について説明を受け、その内容に同意いたします。

【利用者】

氏名 _____

【代理人】

氏名 _____ 続柄 ()

【家族代表者】

氏名 _____ 続柄 ()

連絡先

契約書署名

契約書内容の説明年月日	年 月 日
説明を実施した場所	

上記内容について、「西宮市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 17 号）」及び「西宮市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年 9 月 24 日西宮市条例第 16 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行い、契約いたします。

【事業者】

所在地 西宮市甲子園九番町 15-22

名称 訪問看護センター明和

代表者 中島 淳美

【事業所】

所在地 西宮市甲子園九番町 15-22

名称 訪問看護センター明和

管理者 中島 淳美

説明者

私は、上記契約内容について説明を受け、その内容に同意し契約いたします。

【利用者】

氏名

【代理人】

氏名

続柄（ ）

【家族代表者】

氏名

続柄（ ）

連絡
